

広島県告示第七百二十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定によって、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十三年八月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 指定する形質変更時要届出区域

安芸郡海田町明神町一七九八番地及び一八三八番地の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第

三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

四 その他

規則第五十八条第四項第十一号に該当